

北海道選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、釧路地域北海道議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり決定した。

平成30年9月14日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

- 1 登録基準日 平成30年10月18日  
ただし、選挙人の年齢については、平成30年10月28日
- 2 登 録 日 平成30年10月18日